

焼津市農業委員会 9 月総会議事録

1 日時

令和 7 年 9 月 1 6 日 (火) 午後 2 時 0 0 分 ~ 午後 3 時 0 0 分

2 場所

焼津市役所本庁会議室 1 B

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	有谷 歳幸	○	8	西尾 雅志	○	1 5	村松 達雄	○
2	石田 芳雄	○	9	増田 龍治	○	1 6	横山 文哉	○
3	山下 早苗	○	1 0	栢村 輝夫	×	1 7	河合 英夫	○
4	桜井 亮平	×	1 1	村松 正二	×	1 8	深津 三郎	○
5	鶴橋 俊次	○	1 2	村松 章	○	1 9	杉本 芳郎	○
6	内田 宏	○	1 3	梅原 利浩	×			
7	藁科 光生	○	1 4	吉田 とり	○			

4 事務局出席者

局長 小長谷邦博 主幹 望月誉之 主査 荻野将憲 主任主事 杉原千洋

5 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について

第 2 号 農地法第 4 条の 3 の規定による届出の受理について

第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について

第 4 号 農地の利用目的変更届出について

第 5 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可について

第 6 号 転用等確認について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について

第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可について

第 3 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の意見聴取について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員 19 名中、ただ今の出席委員は、<u>15</u>名です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>ただ今から令和 7 年 9 月総会を開会します。</p> <p>初めに、本日の議事録署名人を指名します。</p> <p>3 番、山下早苗委員、14 番、吉田とり委員兩名にお願いします。</p> <p>それでは、報告事項から始めます。</p> <p>報告第 1 号から報告第 6 号までを、一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【報告第 1 号から報告第 6 号までを朗読】</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。報告第 1 号から 6 号までを一括して承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>それでは、報告第 1 号から 6 号を承認することに決定しました。</p>
議長	<p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可について」の番号 16 を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 1 号、番号 16 を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、大井川農業協同組合大富支店より西へ約 300m に位置している農業振興地域内の農用地です。</p> <p>譲渡人は市外に住んでおり、相続で農地を取得しましたが、耕作することが出来ず、譲受人に貸し付けている状況でした。</p> <p>譲受人は、申請地及び西側隣接地を併せて一体的に水稻を耕作していたことから、今後も申請地を耕作するため、所有権の取得について譲渡人との間で贈与の合意を得て、申請に及んだものであります。</p> <p>譲受人の農機具等の保有状況については問題なく、現在の耕作状況から変更がないため、周辺の農地への農業上の利用に与える影響は無いと考えます。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
地区委員 2 番	<p>事務局から詳しい説明があったとおりです。このところがどういうわけでこの形になったのかは分かりませんが、現在のところ譲受人がきれいに耕作しております。今回譲渡人から年齢がきたということで贈与の打診があったらしく、この農地がほかの人にわたり、おかしいかっこうになり耕作しにく</p>

	<p>くなるよりは自分がそのまま贈与したいということ、また譲受人は機械もそろっており、これからも耕作するというので、9月6日に現地調査しましたが、これからもきれいにやってくれればよいと思います。</p> <p>周りの農地に与える影響もないと思われ許可相当と判断しました。</p> <p>皆様方、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の番号16を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号16は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第2号「農地法第5条の規定による許可について」の番号21を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号21を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、ビール工場から東に約200mに位置している第3種に該当する農地です。隣接地は市街化区域内農地となり、今回、一体利用で届出申請が提出されています。</p> <p>譲受人は、静岡市で解体業を営んでいますが、近年は志太地域での受注が増え、本社から比較的近くである、交通の便も良いアクセスに恵まれた申請地を資材置場にするため申請に及びました。</p> <p>譲渡人は民法958条の3による裁判所の審判で特別縁故者として所有権を得た者で、耕作は行っていませんでした。</p> <p>申請地の東側は地目畑、現況畑で農地転用同時届出地、西側は地目宅地で一体利用地となり、道路に接しております。北側は地目が畑、現況が山林、南側は地目畑、現況は駐車場です。</p> <p>転用面積は、宅地及び同時申請届出地と併せて利用すれば適正であり、また雨水排水は自然浸透する計画であり、周辺の農地への影響も軽微であります。</p> <p>譲受人の事業拡大により必要性が生じていることから、転用の実効性があると判断でき、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
推進委員 21番	<p>9月3日に地区の委員の皆さんで現地を確認しました。事務局からの説明のとおりでありまして、草が伸び荒れており、これから資材置場にするのも大変なくらいでした。</p> <p>周辺に農地も無く、特に与える影響も無いと思われるので許可相当であると考えました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号の番号21を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号21は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案2号の番号22を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号22を朗読後、説明】</p> <p>申請地は大島体育館より西へ300mほどに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>譲受人は、近隣で複数の雑種地を管理しており、近隣で営業を行う法人がその一部を駐車場として賃貸していました。</p> <p>しかし、申請者が貸付地を資材置場敷地として整備することとなり、法人への貸し出しができなくなり、他の利用可能な土地が他には無かったことから、今回の申請地を貸駐車場敷地とする事業計画をたて、本申請に及びました。</p> <p>譲渡人2名は、申請地の周辺が宅地化され、耕作に不向きになりつつあることから売却に同意しました。</p> <p>申請地は大島体育館より西へ300mほどに位置している第3種に該当する農地です。申請地の北側は水路・雑種地、南側は道路、利用する法人の営業所があり、東側及び西側は宅地となります。</p> <p>申請地周辺に農地はありません。また、建築物がないため、排水は雨水のみです。緑地や調整池を設置するため、周辺への影響は軽微であると判断します。都市計画課への土地利用承認も同時に申請されています。</p> <p>なお、過日9月9日に、申請者である転用事業者及び駐車場として借り受け利用する法人の代理人が地区審査会に出席し、駐車場として利用する事業者から事業計画の聞き取りを行いました。</p> <p>その結果、営業所に近いこと、事業内容を踏まえて駐車台数に不足が生じており、駐車場の確保の必要性があること、確実に駐車場として利用することを確認しました。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
地区委員 2番	<p>ただいまの事務局からの詳しい説明があったとおりです。</p> <p>写真のとおり、北側に譲受人の法人が開発している土地や、資料では付近の土地もいくつか利用しているようです。</p> <p>今回利用する法人の事業所の西側には池沼があります。その土地を今回利用する法人に現在すでに貸しているということでヒアリングをしました。</p> <p>今使っている駐車場で良いのではないですかという意見を出すと、ここは</p>

	<p>資材置場にしたいと。その傍らが駐車場にならないのかと質問しましたが、特殊な資材置場ということで、専門的な用語で説明されましたけど、そういう資材を置くところとしたいと。</p> <p>今回のところは30a弱あります。ここだけで100台強停められますが、そんなにいるのですかと質問をしました。そしたら宅地の方で車検をやるため、従業員駐車場、車検用駐車場、展示会等をやるにあたりマックスで100台強欲しいと話をされました。申請地の手前の道、あのあたりはかなり道が細いです。駐車場として利用した場合、手前の道のところを、ただで提供する6m程度の道をつくるということで、周りの人たちも助かるのではないかとということ、現地調査、ヒアリングの時に感じました。</p> <p>こちら現地調査、ヒアリングを行い、ここにしか農地が無く、周りの農地に与える影響もないかと思われ、許可相当と考えます。</p> <p>皆様、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号の番号22を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号22は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	【議案第3号を説明】
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号は原案のとおり、計画を策定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号を承認することに決定しました。</p> <p>以上をもちまして、令和7年9月総会を終了します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
<p>農業委員全員協議会において、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を行った。</p> <p>配布資料 コンプライアンス徹底のリーフレット「信頼される農業委員会であるために」</p>	